

19歳以上23歳未満の被扶養者の認定について

東京都鉄二健康保険組合

19歳以上23歳未満の被扶養者（配偶者を除く）に係る認定基準が年間収入130万円未満から150万円未満へ変更となります。令和7年10月1日より適用され、被扶養者資格再確認（検認）でも適用対象となります。確認ポイントと、併せて『『年収の壁・支援強化パッケージ』』における取り扱いの解釈について記載しています。

1 年齢はどの時点で判断するのですか。

被扶養者認定（確認）が行われる年の12月31日現在の年齢で判定します。ただし、健康保険法等における取り扱いと同様、民法（1896年法律第89号）の期間に関する規定が準用され、年齢は誕生日の前日において加算されることから、誕生日が1月1日である者は12月31日において年齢が加算される点に留意が必要です。



2 今回の改正はいつから適用されるのですか。

今回の取り扱いは令和7年10月1日から適用されます。被扶養者認定日または、健保組合において検認による確認を行った日が10月1日以降の者について適用されます。

なお、東京都鉄二健康保険組合における今年度の検認による確認日は令和7年10月となります。

3 年間収入の考え方に変更はありますか。

19歳以上23歳未満の収入要件の金額が変わるのみで、収入の考え方に変更はありません。

4 年間収入額に係る認定要件以外の取り扱いについては変更がありますか。

こちらも変更はありません。「収入がある者についての被扶養者の認定について（1977年4月6日付保発第9号・庁保発第9号厚生省保険局長及び社会保険庁医療保険部長連名通知）」により原則取り扱うこととなります。

5 この取り扱いはいつまで適用されるのですか。

厚生労働省から終了日が示されていないことから、恒久的に適用となることが見込まれます。

□ 年収の壁・支援強化パッケージについて

6 事業主証明が3回(3年)連続で提出された場合、どのようになりますか。

3回連続で提出された場合、原則として事業主証明は無効となります。

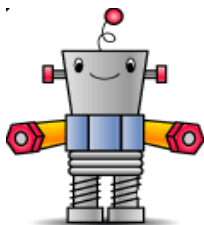
7 連続ではなく、隔年で事業主証明が提出された場合の対応を教えてください。

「3回連続」でない場合は、事業主証明は有効となります(例えば、N年、N+1年、N+2年、N+3年、N+4年のうち、N年、N+2年、N+4年で提出された場合のN+5年の事業主証明は有効となります)。

	N-1年	N年	N+1年	N+2年	N+3年	N+4年
扶養認定		150万円	①証明	②証明	③証明 無効	削除
	130万円					
		150万円	①証明 1		①証明 2	②証明 3
	130万円					
		①証明 150万円 1		①証明 2		①証明 3
	130万円					

8 事業主証明の対応はいつまで続くのですか。

厚生労働省のQ&Aでは、「当面の対応」とされているため、取り扱いに関する新たな通知が発出されるまでは継続となります。



お問合せ先

東京都鉄二健康保険組合 業務課

電話：03(3835)4341